令和８年度徳島県環境審議会

日　時：令和８年１０月９日（金）

午後１時３０分から

場　所：徳島県庁１０階　大会議室

〇次　第

１　開　　会

２　部長あいさつ

３　委員紹介

４　環境審議会について

５　議　　題

（１）会長及び副会長の選出

（２）各部会の委員の指名

（３）部会長の指名

（４）今後２年間の審議予定案件について

（５）その他

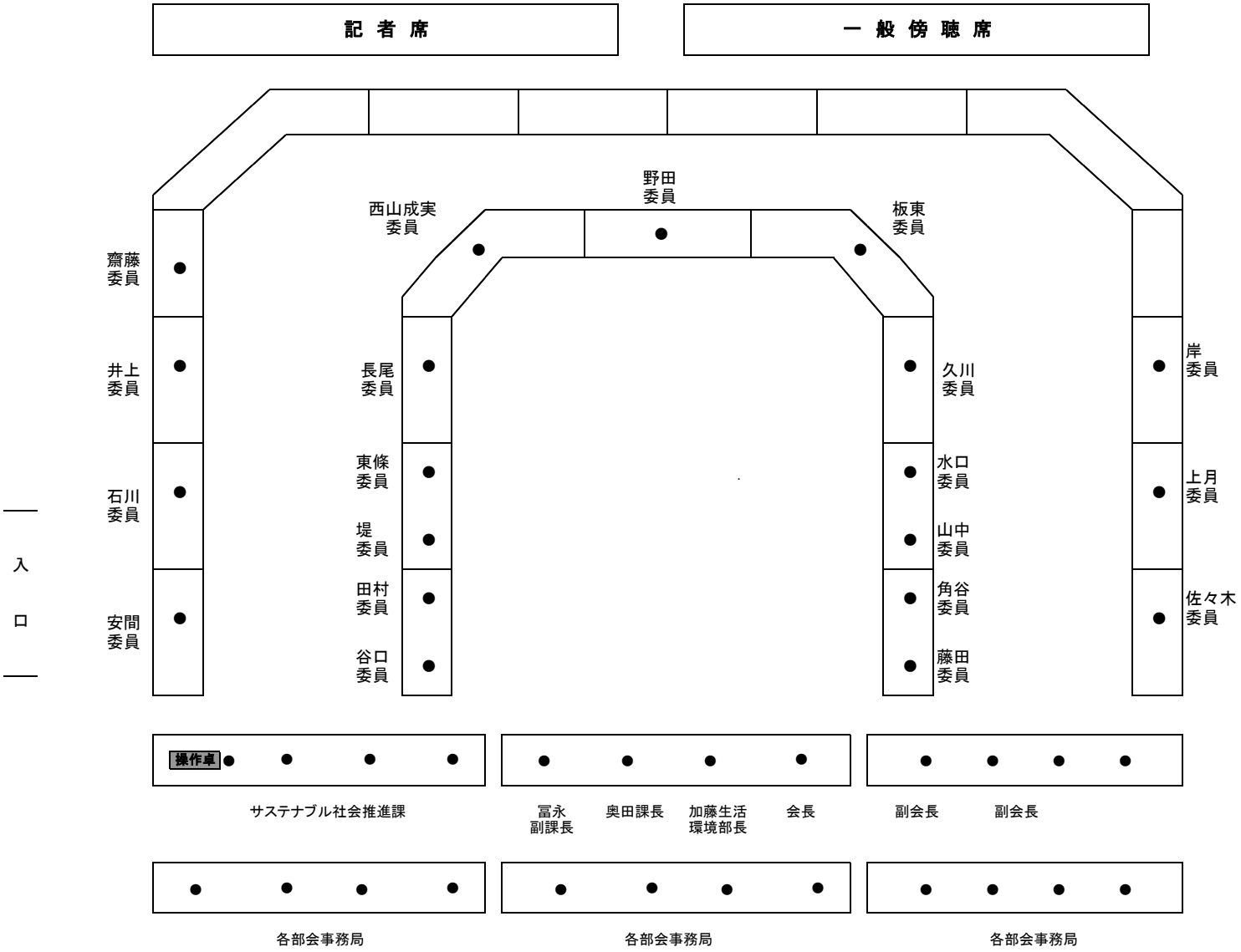
６　閉　　会

【　資 料 一 覧　】

資料１　　委員名簿
資料２　　「徳島県環境審議会」について
資料３　　徳島県環境審議会設置条例
資料４　　徳島県環境審議会運営規程
資料５　　徳島県環境審議会公開要領
資料６　　今後２年間の審議予定案件について

令和8年度　徳島県環境審議会　配席図

日時：令和8年10月9日（金）午後1時30分から
場所：大会議室（県万代庁舎10階）



資料１

徳島県環境審議会委員名簿（R8.8.1現在）（敬称略）

区分	氏名	所属等
１号委員（環境の保全に関し学識経験のある者）	安間　了	徳島大学大学院社会産業理工学研究部教授
	石川　明美	徳島商工会議所女性会理事
	井上　奈穂	鳴門教育大学大学院教授
	岩下　佳代	一般社団法人徳島県薬剤師会副会長
	大田　直友	阿南工業高等専門学校創造技術工学科教授
	大地　幸代	日和佐町漁業協同組合会計主任
	岸　史郎	一般社団法人徳島県産業資源循環協会会長
	上月　康則	徳島大学環境防災研究センター副センター長
	齋藤　恵	一般社団法人徳島県医師会常任理事
	佐々木　千鶴	徳島大学大学院社会産業理工学研究部教授
	佐藤　智恵美	徳島大学大学院医歯薬学研究部臨床薬学実務教育学分野准教授
	住友　美佐子	ＪＡ徳島女性組織協議会会長
	夛田 めぐみ	公募委員
	谷口　美徳	一般社団法人徳島県建設業協会常任理事
	田村　和之	鳴門教育大学大学院准教授
	段野　聡子	徳島大学人と地域共創センター副センター長
	堤　治代	F&Bワークス合同会社代表社員
	東條　秀徳	日本野鳥の会徳島県支部支部長
	長尾　和子	特定非営利活動法人徳島県消費者協会会長
	西山　賢一	徳島大学大学院社会産業理工学研究部准教授
	西山　成実	日亜化学工業株式会社 環境安全本部 環境安全企画部長
	野田　稔	徳島大学大学院社会産業理工学研究部教授
	原田　寿賀子	一般社団法人かみかつ里山倶楽部事務局長補佐
	板東　美千代	特定非営利活動法人新町川を守る会副理事長
	久川　治次郎	一般社団法人徳島県猟友会会長
	北條　昌秀	徳島大学大学院社会産業理工学研究部教授
	水口　仁志	徳島大学大学院社会産業理工学研究部教授
	山中　亮一	徳島大学環境防災研究センター准教授
2号委員（市町村長又はその指名する職員）	角谷　由佳	徳島市環境部環境保全課主査
	藤田　浩章	北島町環境課長

資料２

「徳島県環境審議会」について

１　審議会の概要

本審議会は、環境基本法及び自然環境保全法等に基づき設置されており、県の環境政策等に係る重要事項を調査、審議する。

２　委員及び部会

（１）委員定数の変更

徳島県環境審議会設置条例改正により委員定数を４０名から３０名に変更した（令和８年８月１日施行）。

＜条例＞

第二条　審議会は、委員三十人以内で組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。

一　環境の保全に関し学識経験のある者

二　市町村長又はその指名する職員

三　関係行政機関の職員

３　前項第一号に掲げる者のうちから任命される委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

４　前項の委員は、再任されることができる。

（２）部会の再編について

徳島県環境審議会運営規定の改正により５部会から４部会に再編した（令和８年８月１日施行）。

改正前		改正後	所掌事務
環境政策部会		環境政策部会	環境政策に係る重要事項（他の部会の所掌に属するものを除く。） 自然環境の保全に関する重要事項
自然環境部会			
生活環境部会	⇒	生活環境部会	大気汚染防止に係る重要事項 水質汚濁防止に係る重要事項 農用地の土壌の汚染防止に係る重要事項 その他公害に関する重要事項 廃棄物の処理に係る重要事項
鳥獣部会		鳥獣部会	鳥獣保護及び狩猟に関する法律に関する事項
温泉部会		温泉部会	温泉法に関する事項

３　会議の公開

徳島県環境審議会公開要領に基づき、審議会は原則公開、委員としての意見は公表とする。

○徳島県環境審議会設置条例

平成６年７月22日
徳島県条例第28号

〔徳島県環境審議会条例〕をここに公布する。

徳島県環境審議会設置条例

（平12条例23）

（設置）

第１条　環境基本法（平成５年法律第91号）第43条第１項及び自然環境保全法（昭和47年法律第85号）第51条第１項の規定に基づく審議会その他の合議制の機関として、徳島県環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（平12条例23・全改）

（組織）

第２条　審議会は、委員30人以内で組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。

（１）　環境の保全に関し学識経験のある者

（２）　市町村長又はその指名する職員

（３）　関係行政機関の職員

３　前項第１号に掲げる者のうちから任命される委員の任期は、２年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

４　前項の委員は、再任されることができる。

（平12条例23・平16条例11・令８条例８・一部改正）

（会長及び副会長）

第３条　審議会に、会長１人及び副会長２人を置く。

２　会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

３　会長は、会務を総理する。

４　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する順序に従い、その職務を代理する。

（専門委員）

第４条　審議会に、専門の事項を調査審議させるため、専門委員を置くことができる。

２　専門委員は、学識経験のある者及び関係行政機関の職員のうちから、知事が任命

する。

３　専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

（部会）

第５条　審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

２　部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

３　部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

４　部会長は、部会の事務を掌理する。

５　部会長に事故があるときは、部会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

６　審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

（会議）

第６条　審議会の会議は、会長が招集する。

２　審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

３　審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（雑則）

第７条　この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附　則

１　この条例は、平成６年８月１日から施行する。

２　徳島県公害防止条例(昭和46年徳島県条例第32号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附　則（平成12年条例第23号）抄

（施行期日）

１　この条例は、平成12年４月１日から施行する。

（徳島県自然環境保全条例及び徳島県環境審議会条例の一部改正に伴う経過措置）

３　施行日の前日において第２条の規定による改正前の徳島県自然環境保全条例第20条第１項の規定により自然環境の保全に関し学識経験のある者又は関係行政機関の

職員のうちから任命された徳島県自然環境保全審議会の委員である者（徳島県環境審議会の委員である者を除く。）は、それぞれ施行日に、第３条の規定による改正後の徳島県環境審議会設置条例（以下「新条例」という。）第２条第２項の規定により環境の保全に関し学識経験のある者又は関係行政機関の職員のうちから徳島県環境審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、環境の保全に関し学識経験のある者のうちから任命されたものとみなされる委員の任期は、同条第３項の規定にかかわらず、平成12年７月31日までとする。

４　施行日から平成12年７月31日までの間における新条例第２条第１項の規定の適用については、「40人」とあるのは「52人」とする。

附　則（平成16年条例第11号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（令和８年条例第８号）

この条例は、令和８年８月１日から施行する。

資料４

徳島県環境審議会運営規程

（趣旨）

第１条　この規程は徳島県環境審議会設置条例（平成６年徳島県条例第２８号。以下「条例」という。）第５条第１項及び第６項並びに第７条の規定に基づき、徳島県環境審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（会議の招集）

第２条　会長は、審議会を招集しようとするときは、あらかじめ期日、場所及び議案を委員及び議案に関係のある専門委員に通知するものとする。

（議事）

第３条　会長は議長として、審議会の議事を整理する。

（委員の代理）

第４条　条例第２条第２項第２号又は第３号に該当する委員が、やむを得ない事由により審議会に出席することができないときは、会長の承認を得て、代理人を出席させることができる。

２　前項の代理人は、議決権を有するものとする。

（部会）

第５条　審議会に、環境政策部会、生活環境部会、鳥獣部会及び温泉部会を置く。

２　部会の所掌事務は、次の表のとおりとする。

部会名	所掌事務
環境政策部会	環境政策に係る重要事項（他の部会の所掌に属するものを除く。） 自然環境の保全に関する重要事項
生活環境部会	大気汚染防止に係る重要事項 水質汚濁防止に係る重要事項 農用地の土壌の汚染防止に係る重要事項 その他公害に関する重要事項 廃棄物の処理に係る重要事項
鳥獣部会	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に関する事項
温泉部会	温泉法に関する事項

（諮問の付議等）

第６条　会長は、知事の諮問を受けた場合は、当該諮問を前条第２項に定めるところにより、適当な部会に付議することができる。

２　部会長は、前項の規定によるもののほか、必要があると認めるときは、会長の承認を得て、部会を開くことができる。

（部会の会議）
第７条　部会の会議は、部会長が招集する。
２　第２条から第４条までの規定は、部会に準用する。この場合において、これらの規定中「審議会」とあるのは「部会」と「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。
３　部会の会議は、部会に属する委員の総数の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

（部会の決議）
第８条　部会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。
２　部会の決議は、会長の同意を得て審議会の決議とすることができる。

（会議録）
第９条　審議会及び部会の議事については、会議録を調製し、会議の概要を記載しておかなければならない。

（関係者の意見等）
第１０条　審議会は、審議を行うため必要があると認めるときは、県の職員に対し、意見若しくは説明又は必要な資料の提出を求めることができる。

（庶務）
第１１条　審議会、環境政策部会の庶務は生活環境部サステナブル社会推進課、生活環境部会の庶務は同部環境管理課、鳥獣部会の庶務は農林水産部鳥獣対策、温泉部会の庶務は保健福祉部薬務課において処理する。

（雑則）
第１２条　この規程に定めるもののほか、審議会又は部会の運営に関し必要な事項は、会長又は部会長が定める。

附則
この規程は、平成６年９月１６日から施行する。
附則
この規程は、平成７年４月１日から施行する。
附則
この規程は、平成１２年９月１４日から施行する。
附則
この規定は、平成１３年４月１日から施行する。
附則
この規定は、平成１６年４月１日から施行する。
附則
この規定は、平成１８年４月１日から施行する。
附則
この規定は、平成２１年４月１日から施行する。

附則

この規定は、平成２５年４月１日から施行する。

附則

この規定は、平成２６年４月１日から施行する。

附則

この規定は、平成２７年５月１日から施行する。

附則

この規定は、平成２７年１２月１６日から施行する。

附則

この規定は、平成２９年４月１日から施行する。

附則

この規定は、令和元年５月１日から施行する。

附則

この規定は、令和２年４月１日から施行する。

附則

この規定は、令和３年４月１日から施行する。

附則

この規定は、令和６年４月１日から施行する。

附則

この規定は、令和６年８月１日から施行する。

附則

この規定は、令和８年４月１日から施行する。

附則

この規定は、令和８年８月１日から施行する。

徳島県環境審議会公開要領

（趣旨）
第１条　この要領は、徳島県環境審議会（以下「審議会」という。）及び会議録の公開に関し必要な事項を定めるものとする。

（審議会の公開）
第２条　審議会は原則として公開とする。ただし、審議会において、徳島県情報公開条例（平成１３年３月２７日徳島県条例第１号）第８条各号に定める情報（以下「非公開情報」という。）に該当すると認められる事項について審議等を行う場合、又は審議会を公開することにより、審議会の公正かつ円滑な運営に著しい支障を生じさせるおそれがあると認められる場合は、非公開とすることができる。

（非公開の決定方法）
第３条　前条ただし書の規定により非公開とする場合は、審議会の会長（以下「会長」という。）が審議会に諮って決定する。

（審議会開催の周知）
第４条　審議会は、開催に当たり、報道機関への提供、徳島県のホームページへの掲載等の適切な方法により遅滞なく公表するものとする。
２　公表の内容は、審議会名、日時、場所、議案名、傍聴申込方法、傍聴者の定員（10 名程度）及びその他必要事項とする。

（傍聴者の決定方法）
第５条　傍聴を希望する者は、指定された日までに、電話、ファクシミリ又は電子メールにより、審議会へ申し込むものとする。
２　傍聴申込者が定員を超えた場合は、抽選により決定する。ただし、傍聴申込者が定員に満たない場合は、審議会当日の口頭での申込みによる傍聴も認めるものとする。

（傍聴者の遵守事項）
第６条　傍聴者は、次の事項を遵守しなければならない。
(1) 静粛にし、議事の円滑な進行を妨げないこと。
(2) 審議会における発言に対して批判を加え、可否を表明し又は拍手をしないこと。
(3) みだりに席を離れたり、他人の迷惑となる行為をしないこと。
(4) はちまきや腕章等を着用したり、プラカードやのぼりの類を掲げる等の行為をしないこと。
(5) 会長が特に認める場合を除き、撮影又は録音を行わないこと。
(6) その他審議会の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。
２　傍聴者が前項の規定に違反する行為をしたと認めるときは、会長は、これを制止し、その命令に従わないときは退場させることができる。

（報道関係者の傍聴）
第７条　報道関係者の傍聴についても、この要領を準用する。ただし、第５条の規定は適用しないものとする。

（会議録の公開）
第８条　審議会の会議録は、原則公開するものとする。
２　公開は、徳島県のホームページに掲載することにより行うものとする。
３　第１項の規定にかかわらず、非公開情報に関する会議録については公開しない。

（部会の公開）
第９条　部会の公開については、部会長が決定する。
２　部会の公開の手続については、第４条から前条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中、「審議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。ただし、部会の傍聴及び会議録の公開に係る事務については、徳島県環境審議会運営規程に基づき各部会の庶務を担当する課が行う。

（雑則）
第１０条　この要領に定めるもののほか、公開に関し必要な事項は、会長又は部会長が定める。

附　則
この要領は、平成１４年１１月１５日から施行する。
附　則
この要領は、平成１６年４月１日から施行する。
附　則
この要領は、平成１８年４月１日から施行する。
附　則
この要領は、平成２１年４月１日から施行する。
附　則
この要領は、平成２５年４月１日から施行する。
附　則
この要領は、平成２６年４月１日から施行する。
附　則
この要領は、平成２７年５月１日から施行する。
附　則
この要領は、平成２７年１２月１６日から施行する。
附　則
この要領は、平成２９年４月１日から施行する。
附　則
この要領は、令和元年５月１日から施行する。
附　則
この要領は、令和２年４月１日から施行する。
附　則
この要領は、令和３年４月１日から施行する。
附　則
この要領は、令和６年４月１日から施行する。
附　則
この要領は、令和６年８月１日から施行する。
附　則
この要領は、令和８年４月１日から施行する。

今後２年間の審議予定案件について

資料６

環境政策部会

第４次徳島県環境基本計画の進捗管理

１　計画の趣旨

徳島県環境基本条例第１０条の規定に基づく「徳島県環境基本計画」は、「人と自然との共生」「持続的発展が可能な社会の構築」「地球環境保全に向けた地域の取組」という３つの基本理念のもと、本県の環境に関する将来像を示し、その実現に向けた基本的な目標や方策を定めたもの。

２　現計画の概要

【基本コンセプト】　「県民が主役となって進めるサステナブルな社会の構築」

【目指すべき環境の将来像】　”美しい環境を守り、継承しながら
「サステナブルな新しい暮らし」が実現した徳島へ”

【重点戦略及び共通戦略】

①「かえる」: 暮らしをかえる徳島県版「ＧＸ」の展開
②「めぐる」: 全てがめぐる持続可能な循環型社会の構築
③「まもる」: 地域でまもる生物多様性の継承

＋

全てに共通する「県民主役」

【主要取組】

１　ＧＸとくしま
２　好循環とくしま
３　癒やしの郷とくしま
４　県民主役とくしま

３　計画期間

２０２４年度（令和６年度）から２０２８年度（令和１０年度）までの５年間

４　スケジュール

（１）　令和８年度実績進捗点検

～令和９年１月頃	令和８年度実績見込数値の確認・点検・評価
令和９年２月（予定）	環境審議会環境政策部会による意見・提言
令和９年３月頃	県ホームページに計画の進捗状況公表

（２）　令和９年度実績進捗点検

～令和１０年１月頃	令和９年度実績見込数値の確認・点検・評価
令和１０年２月（予定）	環境審議会環境政策部会による意見・提言
令和１０年３月頃	県ホームページに計画の進捗状況公表

（３）　令和１０年度実績進捗点検・計画の改定（策定）

環境政策部会

徳島県ＧＸ推進計画の進捗管理

１　計画の趣旨

本計画は、県の「総合計画」や、「徳島県環境基本計画」を上位計画とする、ＧＸに関する個別計画である。また、地球温暖化対策推進法第２１条第３項に定める「地方公共団体実行計画（区域施策編）」及び気候変動適応法第１２条に定める「地域気候変動適応計画」等に位置づけられる。

２　計画の概要

【基本コンセプト】　「県民が主役となって進めるサステナブルな社会の構築」
【目指すべき将来像】　「サステナブルな新しい暮らし」の実現

【重点戦略】　「かえる」：暮らしをかえる徳島県版「ＧＸ」の展開

【主要取組】
１　クリーンエネルギーの最大限導入
２　省エネルギー対策の徹底
３　脱炭素に向けた循環型社会の構築
４　地域資源を活用した吸収源対策
５　県民総ぐるみによるＧＸの加速

３　計画期間

２０２４年度（令和６年度）から２０２８年度（令和１０年度）までの５年間

４　スケジュール

（１）　令和８年度実績進捗点検
～令和９年１月頃　令和８年度実績見込数値の確認・点検・評価
令和９年２月（予定）　環境審議会環境政策部会による意見・提言
令和９年３月頃　県ホームページに計画の進捗状況公表

（２）　令和９年度実績進捗点検
～令和１０年１月頃　令和９年度実績見込数値の確認・点検・評価
令和１０年２月（予定）　環境審議会環境政策部会による意見・提言
令和１０年３月頃　県ホームページに計画の進捗状況公表

（３）　令和１０年度実績進捗点検・計画の改定（策定）

「生物多様性とくしま戦略２０２４－２０２８」の進捗管理

１　計画の趣旨

「徳島県総合計画」や「徳島県環境基本計画」を上位計画とする生物多様性に関する具現化戦略。

生物多様性基本法第 13 条に基づく、県内における生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する計画等を定めた戦略。

２　計画の概要

長期目標に「生物多様性という地域資源を活かした、持続可能な循環型社会の実現」を掲げている。

その達成に向け、方向性と目標、重点プロジェクト等を定め、多様な主体と協働して推進する。

３　計画期間

２０２４年度（令和６年度）から２０２８年度（令和１０年度）までの５年間

４　スケジュール

（１）　令和８年度実績進捗点検

～令和９年１月頃	令和８年度実績見込数値の確認・点検・評価
令和９年２月（予定）	環境審議会環境政策部会による意見・提言
令和９年３月頃	県ホームページに計画の進捗状況公表

（２）　令和９年度実績進捗点検

～令和１０年１月頃	令和９年度実績見込数値の確認・点検・評価
令和１０年２月（予定）	環境審議会環境政策部会による意見・提言
令和１０年３月頃	県ホームページに計画の進捗状況公表

（３）　令和１０年度実績進捗点検・計画の改定（策定）

環境政策部会

「徳島県環境影響評価条例及び規則」の一部改正

１　改正の理由

環境影響評価法令の対象外となる、一定規模未満の事業を対象に、本県では、平成１２年３月に「徳島県環境影響評価条例」を制定し、事業者自らが事業の実施前に環境保全のための検討をし、より良い事業計画を作成する手続を定めている。

今般、環境影響評価法及びその施行令の改正に伴い、条例及びその規則について一部改正を行う。

２　概　要

（１）太陽光発電事業における条例対象規模の引き下げ
（２）建替事業に係る環境影響評価手続の見直し
（３）環境影響評価手続において作成した書類の継続公開
（４）その他所要の改正

３　スケジュール（予定）

令和８年１０月　県から環境審議会へ諮問
　　環境政策部会（１回目）の開催
　１１月　パブリックコメントの実施
　１２月　環境政策部会（２回目）の開催
　　環境審議会から県へ答申
令和９年　２月　２月県議会　条例改正議案提出
　　４月　条例改正施行

「公共用水域及び地下水の水質の測定に関する計画」の策定

１　計画の趣旨

水質汚濁防止法第１５条の規定に基づき、徳島県は、管轄する区域の公共用水域及び地下水の水質の汚濁の状況を常時監視する義務があり、同法第１６条の規定に基づき、毎年、国及び地方公共団体と測定の調整を図り、次年度の「公共用水域及び地下水の水質の測定に関する計画」（以下「測定計画」という。）を策定している。（測定計画の策定については、地方自治法第２条第９項第１号に規定する「第１号法定受託事務」である。）

２　計画の概要

公共用水域及び地下水の水質の測定について必要な事項を定める。

（１）測定項目

ｐＨ（水素イオン濃度）、ＢＯＤ（生物化学的酸素要求量）、ＣＯＤ（化学的酸素要求量）、ＤＯ（溶存酸素量）など、環境基準項目及び要監視項目等

（２）測定地点

河　川：主要１８河川を含む３７河川
海　域：県内全海域（９海域）
地下水：県内約４０地点

（３）測定方法

国の定める方法（昭和４６年環境庁告示第５９号など）

（４）その他必要な事項

測定回数など

３　計画期間

１年ごとの単年度計画（４月１日から翌年３月３１日まで）

４　スケジュール（予定）

１２月頃	関係機関と協議
	県から環境審議会へ諮問
１月頃	環境審議会生活環境部会の開催
	環境審議会から県へ答申
３月	策定

第１０次総量削減（管理）計画の策定

１　計画の趣旨

水質汚濁防止法第４条の３の規定に基づき、国が策定を進めている「第１０次総量削減（管理）基本方針」に定められた汚濁負荷量の削減目標量を達成するための計画を定める。

２　計画の概要

第１　基本方針
第２　削減目標量
第３　とくしまの里海を実現するために
　１　汚濁負荷削減による水質保全
　２　生物多様性・生産性の確保に向けた水環境の改善
　３　基盤となる施策の推進

３　計画期間

令和１１年度を目標年度とする。

４　スケジュール（予定）

令和９年１月頃	第１０次総量削減（管理）基本方針の策定
４月	環境審議会生活環境部会「県計画（素案）」
６月	６月議会報告
	パブリックコメント
	関係市町村長意見聴取
７月	環境審議会生活環境部会「県計画（案）」
８月	環境大臣協議
９月	９月議会報告
１０月	策定

鳥獣保護区特別保護地区の再指定

１　目的

鳥獣保護区の区域内で鳥獣の保護又は鳥獣の生息地の保全を図るため特に必要があると認められる区域について、「第１４次徳島県鳥獣保護管理事業計画」に基づき、 鳥獣保護区特別保護地区の指定（期間満了に伴う再指定を含む）を行うもの。

２　内容

（１）令和９年度指定箇所（予定）

・眉山鳥獣保護区特別保護地区（再指定：170ha）
・薬王寺鳥獣保護区特別保護地区（再指定：11ha）
・切幡・浦の池鳥獣保護区特別保護地区（再指定：26ha）

（２）令和１０年度指定箇所（予定）

・柴小屋鳥獣保護区特別保護地区（再指定：20ha）
・焼山寺鳥獣保護区特別保護地区（再指定：20ha）

３　指定期間

（１）令和９年(2027 年)11 月１日から令和 19 年(2037 年)10 月 31 日まで（10 年間）
（現指定期間:平成 29 年(2017 年)11 月 1 日から令和９年(2027 年)10 月 31 日まで）

（２）令和 10 年(2028 年)11 月１日から令和 20 年(2038 年)10 月 31 日まで（10 年間）
（現指定期間:平成 30 年(2018 年)11 月 1 日から令和 10 年(2028 年)10 月 31 日まで）

４　スケジュール（予定）

令和９年	５月	指定予定地の現地調査 等
	６月	公聴会の開催
	７月	県から環境審議会へ諮問、鳥獣部会へ付議 鳥獣部会の開催
	１０月	再指定（県報告示）

第１４次徳島県鳥獣保護管理事業計画の策定

１　計画の趣旨

現行の「第１３次徳島県鳥獣保護管理事業計画」の計画期間は、令和４年度から令和８年度までの５年間であることから、鳥獣保護管理法第４条の規定に基づき、同法第３条に基づき国が策定する「基本指針」に即して、令和９年度からの新たな計画期間に向け、「第１４次徳島県鳥獣保護管理事業計画」の策定を進める。

２　計画の概要

・鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区等に関する事項
・鳥獣の人工増殖及び放獣等に関する事項
・鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵等の許可に関する事項
・特定猟具使用禁止区域及び猟区に関する事項
・特定計画の策定に関する事項
・危険鳥獣の人の日常生活圏への侵入の防止に関する事項
・鳥獣の生息状況の調査に関する事項
・鳥獣保護管理事業の実施体制に関する事項
・その他

３　計画期間

令和９年度（2027 年度）から令和１３年度（2031 年度）まで（５年間）
（現計画：令和４年度(2022 年度)から令和８年度(2026 年度)まで）

４　スケジュール（予定）

令和８年	１０月	県から環境審議会へ諮問、鳥獣部会へ付議
		第１回環境審議会鳥獣部会専門委員会の開催
		第２回環境審議会鳥獣部会専門委員会の開催
	１１月	鳥獣部会の開催（修正案）
	１２月	パブリックコメントの実施
令和９年	１月	県から環境審議会へ諮問、鳥獣部会へ付議
		鳥獣部会の開催（最終案）
	３月	計画策定

第６期徳島県ニホンジカ適正管理計画の策定

１　計画の趣旨

現行の「第５期徳島県ニホンジカ適正管理計画」の計画期間は、令和４年度から令和８年度までの５年間であることから、鳥獣保護管理法第７条第２項の規定に基づき、令和９年度からの新たな計画期間に向け、「第６期徳島県ニホンジカ適正管理計画」の策定を進める。

２　計画の概要

生息数が著しく増加及び、生息範囲が拡大しているニホンジカについて、生息状況を勘案し、農林業被害や自然生態系への影響を軽減化するため、科学的知見に基づき管理目標を設定するもの。

３ 計画期間

令和９年度（2027 年度）から令和１３年度（2031 年度）まで（５年間）
（現計画：令和４年度(2022 年度)から令和８年度(2026 年度)まで）

４ スケジュール

令和８年１０月	県から環境審議会へ諮問、鳥獣部会へ付議
	第１回環境審議会鳥獣部会専門委員会の開催
	第２回環境審議会鳥獣部会専門委員会の開催
１１月	鳥獣部会の開催（修正案）
１２月	パブリックコメントの実施
令和９年　１月	県から環境審議会へ諮問、鳥獣部会へ付議
	鳥獣部会の開催（最終案）
３月	計画策定

第６期徳島県イノシシ適正管理計画の策定

１　計画の趣旨

現行の「第５期徳島県イノシシ適正管理計画」の計画期間は、令和４年度から令 和８年度までの５年間であることから、鳥獣保護管理法第７条第２項の規定に基づき、 令和９年度からの新たな計画期間に向け、「第６期徳島県イノシシ適正管理計画」の 策定を進める。

２　計画の概要

生息数が著しく増加及び、生息範囲が拡大しているイノシシについて、生息状況 を勘案し、農林業被害や自然生態系への影響を軽減化するため、科学的知見に基づき 管理目標を設定するもの。

３ 計画期間

令和９年度（2027 年度）から令和１３年度（2031 年度）まで（５年間）
（現計画：令和４年度(2022 年度)から令和８年度(2026 年度)まで）

４ スケジュール

令和８年１０月	県から環境審議会へ諮問、鳥獣部会へ付議
	第１回環境審議会鳥獣部会専門委員会の開催
	第２回環境審議会鳥獣部会専門委員会の開催
１１月	鳥獣部会の開催（修正案）
１２月	パブリックコメントの実施
令和９年　１月	県から環境審議会へ諮問、鳥獣部会へ付議
	鳥獣部会の開催（最終案）
３月	計画策定

第４期徳島県ニホンザル適正管理計画の策定

１　計画の趣旨

現行の「第３期徳島県ニホンザル適正管理計画」の計画期間は、令和４年度から令和８年度までの５年間であることから、鳥獣保護管理法第７条第２項の規定に基づき、令和９年度からの新たな計画期間に向け、「第４期徳島県ニホンザル適正管理計画」の策定を進める。

２　計画の概要

生息範囲が拡大傾向にあるニホンザルについて、被害状況及び生息状況を勘案し、生活被害及び農作物被害を防止するため、科学的知見に基づき、生息数の適正な水準への減少と、生息地の適正な範囲への縮小を図るもの。

３ 計画期間

令和９年度（2027 年度）から令和１３年度（2031 年度）まで（５年間）
（現計画：令和４年度(2022 年度)から令和８年度(2026 年度)まで）

４ スケジュール

令和８年１０月	県から環境審議会へ諮問、鳥獣部会へ付議
	第１回環境審議会鳥獣部会専門委員会の開催
	第２回環境審議会鳥獣部会専門委員会の開催
１１月	鳥獣部会の開催（修正案）
１２月	パブリックコメントの実施
令和９年　１月	県から環境審議会へ諮問、鳥獣部会へ付議
	鳥獣部会の開催（最終案）
３月	計画策定

温泉法に係る掘削等に係る諮問について

１　概要

温泉法第 32 条（審議会その他の合議制の機関への諮問）により、

(1) 温泉をゆう出させる目的で土地を掘削する場合
(2) 温泉のゆう出路を増掘、又は動力を装置しようとする場合
(3) (1)(2)の許可を取り消す場合
(4) 温泉源を保護するため、温泉の採取の制限を命ずる場合

に、審議会へ意見を聴かなければならないと規定されている。

２　温泉部会での審議事項

温泉法の目的である「温泉資源の保護」のため、新たに温泉を掘削する場合にその掘削が既存の他の温泉に大きな影響を及ばさないか、徳島県環境審議会（温泉部会）に意見を聴き、その答申を経てから許可等の手続を行っている。

（参考：温泉利用までの許可の主な流れ）

①事業者：温泉掘削許可申請
②徳島県：徳島県環境審議会（温泉部会）に諮問
③温泉部会：審議、答申
④徳島県：許可処分
⑤事業者：温泉掘削

⑥事業者：増掘又は動力装置設置許可申請
⑦徳島県：徳島県環境審議会（温泉部会）に諮問
⑧温泉部会：審議、答申
⑨徳島県：許可処分
⑩事業者：増掘又は動力装置設置

⑪事業者：温泉採取業許可申請（ガス濃度によっては確認申請）
　　温泉利用許可申請
⑫徳島県：許可処分
⑬事業者：温泉採取、温泉利用
⑬事業者：温泉成分掲示届

３　今後のスケジュール（随時）

掘削等許可申請、動力設置許可申請があった場合に、諮問する。
近年は掘削許可申請、動力装置設置許可申請がなく、審議もなし。

各年度審議件数	令和３年度	令和４年度	令和５年度～
掘削許可	1	0	0
動力装置設置許可	0	1	0